

最後に市道第一二四三号線について申し上げます。

この路線は東福生駅

の南側で柳リガレージと国道十六号線の間の中間にありまして、市道幹二一七号線と市道第一〇一九号線に接続する幅員は四・五メートル、延長九十八・一メートルの私道路であります。今回井梅伊助、古谷政吉両氏から

寄付申し入れされたものであります。

起点は幹二一七号線に接した福生

二、一六八・七番地先、終点は同所二、一七一・三番地先であります。

以上六路線につきまして、道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、原案御可決くださるようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(塩野鉄之助君)

市道第二八三号線について建設課長に質問します。

本道路は昭和四年一月二十三日に、道路新設に関する請願書という
ことで、木村秀雄、石川信義、小林暢吉、関米吉の四名の紹介議員

によって当時の議長田村匡雄君あてに出されている個所であります。

この問題はむずかしい個所ということで約半年間審議したわけでありま
す。ただいまの説明によりますと、この道は真つぐ五丁橋の方に向かって

いく道路だったものが、市道第二一七号線につながるようになって、これが今後
買収によって整備されるということですか、後で出る表彰の中に土地を寄付
した人の名前が出てまいりますか、この中で一番問題になりますのは一番土
地を提供する木村さんです。木村さんの土地の協力がなければこの道は真
つぐできないわけです。この土地は約一万坪で、五丁橋に向かっていく

道路に対してちょうど農地の中に五メートルの道路をつくるということを紹
介議員から説明されているわけです。五メートルの道路では水道も引か

なければいけない、あるいは側溝もつくらなければいけないということだ、何と
か六メートルにしたらどうかということだ、相当論議もよんだわけです。五丁

橋からくる道路に降りるには急勾配になりますので、木村さんの寄付の犧
牲が非常に大きくなるということを持に私は強張して発言しています。

田村半十郎さんのところのベッスル教会の方に向かう山の中に対してもそれ

だけのものを取りつけておきながら、できないということ、その中間段階において計画どおりにいかなくて、今度は買収して下に向かうということなり、なぜ真つすぐに買収しなかったのかということに、当時の議事録を見て疑念を持っている。たとえばそういうことを考えたくありませんけれども、消防車が入ることによつても、建築線を引くことによつてもそういうところを買収する考えがいまあるのではないかと思うわけですが、そういう中において、なぜもう少し努力して、真つすぐ当初の計画どおり五丁橋の方に、確かにそこまで寄付した人に対しては申しわけないが、どうしても木村さんの犠牲が大き、いということをやめられは懸念しております。四十四年当時も非常に論議をよんでいて、もう少し研究してもらわなければ、この市道路線の認定はむずかしいのではないか。田村半十郎さんの犠牲も大きいわけだし、こういう形になったということに、私はいささか疑問を持つわけです。このいきさつについて説明していただきたい。

○建設課長(黒田 登君)

お答え申し上げます。

まず最初に寄付の関係で、塩野議員さんのおっしゃいます木村さんの

関係ですが、木村さんからは寄付をいただいておりますので、後ほど御提案申し上げます関係には該当しないかもしれません。

そこでただいま御指摘の点につきましてお答え申し上げますが、当時の建設委員会で請願が慎重に審議された中で、確かに御指摘のとおり五丁橋の通りへ取りつけることについて議論がなされております。しかし現地在非常に大きな段差、かけになっておりまして、技術的にも又、用地の関係あるいは交通の関係にも問題があるということが、審議の中でもはっきりわかつてきたわけでございます。そしてその道路を五丁橋に取りつけるということに対しては、木村さんの土地が道路をつくることによつて本當に利用の価値がなくなってしまう土地になってしまうということも判明しております。

なお、用地の寄付の関係でございますが、この関係につきましては、田代伝三郎さんが中心となりまして、それぞれ関係者に寄付をお願いしたわけでございます。私の方としてはこの交渉には直接当たっておりません。しかしながら、田代さんにお伺いしたところによりますと、五丁橋に面したところの土地は木村さんが三人の兄弟の名前になっておりまして、それぞれ三

人の方々の意見があわずに、寄付はもらえなかったということでございます。そこでこの路線の築造について、五丁橋の通りに取りつける問題もございまして、この市道第二号線に接続するのが最も理想的というふうに、担当としては判断したわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、二号線については現在整備の計画中でございます。

以上でございますので、ぜひともこの点につきまして御了承いただききたいと思います。

○二十四番(塩野鉄之助君)

別に課長を責めているわけではないが、当時、水道を引いてくれとか、いろいろないきさつがあるわけです。しかもこれは宅造の形になるのではないかと、持に私が発言していることはのり、のところが非常に犠牲が大きくなるし、そういう面を協力してもらえるかという事だったんです。それはむしろかしいだろうが、田村さんも協力してくれて、何とかなるだろうということで、これは非常に危険性があるので、相当のりを大きくとってやる必要があるのではないかと、岩田さんの発言がありますように、五メートルを六メートルにして、第三小学校の上に行くという

ことで住宅にすぐ通ずる考えで非常に便利な道路だというように言っているわけです。これは半年くらいかけて結論を出している道路なんです。そういうものが今度は違う形でできたと、これは委員会でお決めたことで、私は何も言いませんが、しかしせっかく下までいくという考え方で協力してくれた地主さんに対して、それができなかったと、もちろん大変な額ですから協力できないのが当たりまえかもしれませんが、この木村さんの家だけの協力がないので、もっとすべきな道路ができるはずだったものができないで、こういう形になったということは、木村さんに対して私たちはむしろかしいだろうということを行っているわけです。ですからそう思ったとおりのことができ、てきてこうなってしまったのだから何も言うことはありませんが、しかし後の表彰条例に対するつながりということを考えてもらわなければ、これはやはりむずかしい。その辺について休憩していただくなり、何なりして、理事者の考え方を聞ききたい。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

暫時休憩いたします。

午後二時二十六分

休憩

午後二時三十四分

開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑を続行いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第五十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十一

号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十三議案第五十二号市道路線の廃止に

ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 黒田 登君 登壇)

○建設課長(黒田 登君) 御指名をいただきまして、議案第五十二号市道路線の廃止について、その内容を御説明申し上げます。

まず市道第一〇九号線がありますが、この路線は多摩工業高校の北側にありまして、幅員一・八メートル、延長十二メートルのものです。次に市道第二一四号線がありますが、この路線は牛浜郵便局交差点の西側にありまして、幅員一・八メートル、延長五十四メートルの行きどまりになっている道路であります。

以上二路線とも現在全く一般交通の用に供されておられませんので、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止しようとするものであります。慎重御審議の上、原案御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号

は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十四から日程第十六までの三案を一括して上

程いたします。

日程第十四議案第五十三号福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第十五議案第五十四号福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第十六議案第五十五号福生市表彰条例に基づく自治功労者について
以上三案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第五十三号から議案第五十五号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく自治功労者についての三議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議 四十九
議 五十
議 五十一
議 五十二
議 五十三
議 五十四
議 五十五
議 五十六
議 五十七
議 五十八
議 五十九
議 六十
議 六十一
議 六十二
議 六十三
議 六十四
議 六十五
議 六十六
議 六十七
議 六十八
議 六十九
議 七十
議 七十一
議 七十二
議 七十三
議 七十四
議 七十五
議 七十六
議 七十七
議 七十八
議 七十九
議 八十
議 八十一
議 八十二
議 八十三
議 八十四
議 八十五
議 八十六
議 八十七
議 八十八
議 八十九
議 九十
議 九十一
議 九十二
議 九十三
議 九十四
議 九十五
議 九十六
議 九十七
議 九十八
議 九十九
議 一百

本案はいずれも福生市表彰条例の規定に基づき、来る七月一日の市制施行記念日に、本市議会の御議決を経て自治功労者に列し、自治功労章をお送り申し上げべき、昨年の七月十九日付農業委員会委員の退職者に対する表彰議案でございます。なお、このたび議会に御提案申し上げました表彰議案のうち、条例の規定により表彰審査委員会に御諮問申し上げべき事案につきましては、すべて御諮問を申し上げ、去る五月二十二日の表彰審査委員会においていずれも慎重御審議をいただきましたことを、委員の皆様にご満腔の敬意を表しつつ、まずもって御報告申し上げます。次第でございます。

上程議案を順次御説明申し上げますと、議案第五十三号の齋藤真一氏は、本議案の裏側に職歴として記載してございすとおあり、議会議員を一期四年間、農業委員会委員二期六年間、それぞれお務めをいただきましたことによる表彰。次の議案第五十四号の田村信氏は農業委員会委員を六期十八年間お務めいただきましたことによる表彰。最後の議案第五十五号の高水茂一氏は農業委員会委員を四期十二年間お務め

いただきましたことによる表彰でございます。なお、自治功労章の贈与者は昨年まで合計七十四名でございます。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十三号から議案第五十五号までの三案については、それぞれ原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号から議案第五十五号までの三案は、それぞれ原案どおり同意することには

決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十七及び日程第十八の二案を一括して上程いたします。

日程第十七議案第五十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十八議案第五十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上二案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第五十六号及び

議案第五十七号いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は両議案とも、福生市消防団の団員の十五年以上の長期勤続に対する表彰でございます。本案はお二方ともこの三月に退団された方でございます。議案第五十六号の木下三郎氏は勤続期間は十四年間でござ

います。その間において第一分団の分団長、又は副分団長を四年間お勤めいただきましたので、在職期間について三割加算をいたしましたことによる表彰。次の議案第五十七号の福井 忠氏の場合も勤続期間は十四年間でございますが、その間における第四分団の分団長、又は副分団長の在職期間につきまして、規則に基づき三割加算をしたことによる表彰でございます。いずれも御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

なお、本議会の御議決はちようだいいたしません。来るべき市制施行記念日に、満十五年以上の勤続の優秀職員として現職のままで表彰いたします。市役所のいわゆる職員表彰の該当者が本年は十五名でございますこと。御参考のためにこの機会に申し添える次第でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号及び議案第五十七号の二案はそれぞれ原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十六号及び議案第五十七号の二案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十九から日程第二十一までの三案を一括して上程いたします。

日程第十九議案第五十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十議案第五十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十一議案第六十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上三案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第五十八号から議案第六十号までいずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての三議案につき提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件は三議案とも多額の金品を本市に寄贈いただきましたことによる一般表彰でございます。この機会に御参考のために表彰を受けられる資格を申し上げますと、公益のために本市に多額の金品を御寄贈いただきましたときは、個人の場合には十万元以上、法人及び団体の場合には五十万円以上が一般表彰の対象になるのでございまして、その評価額ははっきりいたさない場合には市長がその評価額を定めることに相なっているのでございます。なお、表彰の対象となります金品の金額は、過日関係規則を改正いたしましたので、来年の市制施行記念日七月一日の表彰分からは、個人の場合にはことしは十万円でございますが、来年は三十万円以上、法人及び団体の場合にはことしは五十万円以上でございますが、百五十万円以上に改められたのでございます。

上程議案を順次御説明申し上げてまいりますと、議案第五十八号は、熊川神社の野口泰道氏から何でもよいから市の役に立つように使ってほしい旨の十八万円の御寄付。

議案第五十九号は、昨年十月二十三日の臨時議会において負担付き寄付受領の御議決をいただきました市道の排水管理設工事施行のためのポニーコーポラス自治会からの三百六十五万円の現金の寄付。最後の議案第六十号は、西村医院の西村邦康氏から市の公共施設に飾ってほしいということで、縦幅メートル八〇、横幅メートル四二、野田修一郎という先生の筆になります「蹄鉄のある壁」という洋画一点の御寄付でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十八号から議案第六十号までの三案については、それぞれ原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よつて議案第五十八号から

議案第六十号までの三案は、それぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二十二から日程第四十までの十九議案を一括して

上程いたします。

日程第二十二議案第六十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十三議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十四議案第六十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十五議案第六十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十六議案第六十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十七議案第六十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十八議案第六十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十九議案第六十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十議案第六十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十一議案第七十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十二議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十三議案第七十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十四議案第七十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十五議案第七十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十六議案第七十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十七議案第七十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十八議案第七十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十九議案第七十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十議案第七十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十九議案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

ただいま一括して上程されました議案第六十一号から議案第七十九号までいずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十九議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件はいずれも道路用地の市への御寄付に対する一般表彰でございます。

まず議案第六十一号から御説明申し上げますと、本案及び次の議案第六十二号は、福栄町会福生一中の付近、五丁橋寄りのくぼ地にございます私道用地を市道用地にするために、関係地主の森田加代子氏及び両宮千代子氏のお二方からの用地の御寄付。議案第六十三号は齋藤吉文氏から鍋二町会の区域内で市道のすみ切りに必要な用地と市道の一部道路壁に必要な用地の二カ所の御寄付。議案第六十四号と次の議案第六十五号は鍋一町会の福生二小の近所にございます創価学会福生会館のそばの私道用地を市道用地にいたしますために、関係地主の島田政男氏、野